

## 第 3 8 回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	令和 8 年 2 月 4 日 (水) 午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 4 0 分		
開催場所	新潟市役所ふるまち庁舎 (古町ルフル) 4 階 4 0 1 会議室		
	委 員 氏 名	出・欠	備 考
会長	岡 崎 篤 行	出	
会長職務代行	橋 本 学	出	
	棒 田 恵	出	
	松 井 大 輔	出	
	増 子 和 美	出	議事録確認
	寺 尾 昌 樹	出	議事録確認
	小 川 峰 夫	出	
	久 保 有 朋	出	
	阿 部 和 志	出	
	佐 藤 奈 美	出	
	榎 本 実起子		欠
	山 田 律 子		欠
	荒 川 義 克		欠
	内 山 三千代		欠
	藤 山 里 美		欠

(司 会)

それでは、ただいまより第38回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議を進行させていただきます、まちづくり推進課課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議出席状況をご報告いたします。公益社団法人新潟県建築士会の榎本実起子様、新潟県広告技術協同組合の山田律子様、一般社団法人新潟市造園建設業協会理事長の荒川義克様、新潟商工会議所の内山三千代様、協同組合新潟県旅行業協会の藤山里美様、以上5名の委員が、本日、ご欠席でございます。

本日の審議会は15名の委員のうち10名の方々がご出席でございますので、新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定により、委員定数の半数以上はご出席されておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、新潟市まちづくり推進課課長の高島よりごあいさつを申し上げます。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課課長の高島でございます。本日はお足元の悪い中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、中央区の古町花街地区に関しまして、3件の議案を諮問させていただくものでございます。まず、議案第1号と第2号につきましては、これまで二度にわたりまして、本審議会でもご審議いただきました、古町花街地区の景観計画特別区域の案に関する内容となっております。こちらの案につきましては、昨年の10月から1か月間パブリックコメントを実施し、さらには先月、新潟市都市計画審議会にてご意見を伺ってまいりました。本日は、それらのご意見も踏まえまして、一部、修正した特別区域の最終的な案につきまして、諮問させていただきたいと考えております。また、議案第3号では、古町花街地区の特別区域の指定とあわせまして、古町花街の歴史的なまちなみの核となる重要な建造物を景観法に基づく景観重要建造物に指定したいと考えておりまして、所有者の方と協議を重ねてまいりましたので、このたび、特別区域の指定とあわせて、諮問させていただきたいと考えております。

以上、3件の議案につきまして、本日はご審議のほどよろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、会議に入ります前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料のほうをご確認くださいようお願いいたします。すべてA4判で、まず「次第」、 「第18回新潟市景観審議会委員名簿」、 「第38回景観審議会座席表」、 「景観審議会 議案」でございます。この後が参考資料になりますが、参考資料1「議案第1号・第2号 補

足説明資料」、参考資料2「議案第3号 補足説明資料」、参考資料3「新潟市景観計画新旧対照表(案)」、参考資料4「新潟市屋外広告物条例施行規則 新旧対照表(案)」、参考資料5「新潟市屋外広告物条例施行規則に規定する別表第1他(現行)」、参考資料6「新潟市景観計画の一部変更(案)に対するパブリックコメント及び新潟市都市計画審議会の結果」でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。

次に、会議の進め方についてご説明いたします。本会議は議事録作成のため録音をさせていただきます。ご発言の際には、係の者がマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。なお、本会議は公開することになっております。作成した議事録はホームページなど掲載をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。会長より議事の進行をよろしくをお願いいたします。

(岡崎会長)

皆さん、こんにちは。どうぞよろしくをお願いいたします。まず今日、写真撮影を希望されている方がいらっしゃいます。新潟市景観審議会の傍聴に関する要領4の③により撮影を許可したいと思います。

次に、新潟市景観審議会運営規程第3条により、議事録を確認する委員を決めさせていただきます。指名した委員には、事務局が作成する議事録の内容を確認していただきますが、今回は増子委員と寺尾委員のお二人をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事になりますけれども、本日は市長からの質問に対し、本審議会の意見をまとめ、答申する必要がありますので、よろしくお願ひします。議案第1号、第2号、第3号とありますけれども、第1号、第2号については関連があるということなので、一括して事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。本日はよろしくお願ひいたします。

議案第1号及び議案第2号について関連がありますので、事務局より一括してご説明いたします。

議案第1号は、新潟市景観計画の一部変更(特別区域古町花街地区の追加)、議案第2号が特別区域の古町花街地区の追加に伴う新潟市屋外広告物条例の関係規定の一部改正となります。説明はお手元の議案書及び参考資料1 補足説明資料のスライド資料を中心に行います。

スライド資料の2ページ、もしくはスクリーンをご覧ください。まず、このたびの景観審議会への諮問事項の概要についてご説明いたします。議案第1号は、新潟市景観計画を一部変更し、特別区域に古町花街地区を新たに追加するものです。議案第2号では、新潟市屋外広告物条例の関係規定の一部改正として、三つの改正事項がございます。

1点目は、許可の基準の変更についてです。古町花街地区の屋外広告物の規格の設定に伴い、現行の屋外広告物の規格の煩雑な表現を見直すためのものです。2点目は屋外広告物の規格の設定についてです。古町花街地区の屋外広告物の規格の追加及び1点目の見直しに伴う各特別区域の規格の表現の見直しを行うものです。3点目は、適用除外の変更についてです。古町花街地区の新道ゾーンにおける許可申請が必要となる面積規模を改正するものになっております。

次に、議案のご説明に入る前に、パブリックコメント及び新潟市都市計画審議会の結果についてご説明いたします。配付資料一番後ろの参考資料6をご覧ください。

パブリックコメントは、昨年10月8日から1か月間実施し、2名の方から7件のご意見を頂きました。主なご意見として、建築物の高さに関して、新道ゾーンで現行3階建て以上の建築物を2階建てに建て替えることで、賃料減少が生じた場合に支援を行うべきといったご意見がございました。建築物の高さについては、昨年で開催した住民説明会でご意見を頂いたことを踏まえ、前回の景観審議会でも基準案を一部修正させていただいておりますが、建築物を2階建てに努めることとし、3階以上については、壁面後退をすることで、建築が可能となるようにしています。

また、歴史的なまちなみの保全に貢献する建造物の外観の工事の費用を一部支援する、歴史的まちなみ保全事業助成金を今年度新たに創設し、特別区域内における新築による修景を行う場合も支援の対象としていますので、建て替えによるまちなみを保全に対しても支援をしていきたいと考えています。

次に、形態意匠に関するご意見として、新道ゾーンでシャッターを使用しないよう努めることについて、防犯上の危険性が危惧されるというご意見がございました。シャッターについては、歴史的な建造物にはない設えであることと、シャッターが閉まり続けることでまちの活気に印象を与えるといった観点から、使用しないよう努めるという基準としておりましたが、ご意見を受け、基準の一部を見直しておりますので、後ほどご説明いたします。

また古町再興を考える市の方針には感謝するか、和風に改修した白壁と白木の外観について、白壁の明度が基準に適合しないことになってしまうといったご意見がございました。こちらのご意見を受け、建築物・工作物の色彩の基準を一部見直しておりますので、後ほどご説明いたします。

次に、1月16日に開催した第160回新潟市都市計画審議会の結果についてです。各々の委員より、区域の範囲や広告物の制限に関する質疑、防災力強化に向けたご意見などがございましたが、都市計画審議会としては意見なしとなりました。

スライドの資料に戻り、3ページをご覧ください。それでは、議案第1号についてご説明いたします。

スライドの4ページです。はじめに、前回の第37回景観審議会からの主な修正事項の概要について、ご説明いたします。①建築物・工作物の色彩基準について、パブリックコメントを受け、基調色のうち無彩色の明度を8.5から9.0に修正しています。②建築物の高さ・壁面位置の基準について、前回の計画審議会のご意見を受け、基準の意図を明記するなどの表現を修正しています。③建築物の形態意匠の基準について、前回の景観審議会及びパブリックコメントのご意見を受け、間口方向に長大な場合の基準の追加及びシャッターの使用に関する基準を修正しています。④屋外広告物の基準について、前回の景観審議会のご意見を受け、東堀・西堀・古町通ゾーンの屋上・壁面広告の基準を強化しております。

これより、景観計画の一部変更（案）について、お時間の都合上、前回からの修正事項を中心に説明いたします。

スライドの5ページです。議案書については、3ページをあわせてご覧ください。議案書には赤字で記載している部分が前回の景観審議会からの主な変更部分となります。なお、参考資料3として、新潟市景観計画の新旧対照表を添付しておりますので、必要に応じてご確認ください。

まず、建築物・工作物の色彩基準についてです。先ほどご説明したパブリックコメントでは、白い壁の外壁が適合しなくなることに對する懸念のご意見がございました。これまでの基準案では、いわゆる白色については板張りを中心とした歴史的なまちなみと比べて、目立ってしまうという懸念があることから、白色については使用できないこととしており、無彩色の明度は8.5以下としておりました。

スライドの6ページです。パブリックコメントを受け、改めて検討した結果として、白色は現状のまちなみでも比較的使用されている色彩であるため、明度9までの白色が使用できるよう基準案を修正いたしました。なお明度9を超えるような、真っ白な明るい白色については、原則使用できず、つやを抑えた自然素材である漆喰の場合については、使用できることとしております。

スライドの7ページです。議案書は2ページ及び5ページの高さの項目になります。

まず、建築物の高さの基準についてです。こちらは、前回から修正ありませんが、全域で9番町側では高さ30メートル以下、8番町側では高さ40メートル以下とすることで、現状より突出した建築物を防ぐことで、景観を保全することとしています。

また、新道ゾーンでは、新道に最も近接する壁面の部分の高さは、2階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、2階建てに努めることとしています。

スライド8ページです。議案書は同じく2ページ及び5ページの配置の項目になります。

続いて、建築物の壁面位置の基準についてです。全域では、歴史的建築物の壁面位置について、建築当初の位置を維持し、またはその位置が改変されている場合は、復元を基本とすることとしています。新道ゾーンでの建築物の壁面位置について、新道に面する3階以上の壁面は、新道に面する2階以下の壁面より1.8メートル以上後退することとしています。基準の意図を明確にするために、「2階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため」という表現を追加しています。また、新道に面する2階以下の壁面については、周辺の壁面の連続性を維持するため、新道の道路境界から近接させるよう努めることとし、やむを得ず後退する場合は、3メートル以下を標準とし、新道沿いに門や塀を設けるよう努めることとしています。

スライドの9ページです。議案書は3ページになります。建築物の形態意匠の基準についてです。前回の景観審議会でのご意見を受け、新道ゾーンにおいて間口の狭い建物の建ち並ぶまちなみを維持するため、新道に面する壁面が長大となる場合は、壁面の色彩、素材、形態による分節化を行うなどの工夫に努める基準を新たに追加しています。

また、新道ゾーンにおいて、シャッターを使用しないよう努めることとしています。パブリックコメントにおいて、シャッターを使用しないことによる防犯上を懸念するご意見があったことから、やむを得ずシャッターを使用する場合は、外壁と同等の色彩とするなど、目立たないものとするよう努めることと追記をしております。

スライド10ページです。議案書は14ページから16ページになります。新道ゾーンでの壁面・突出・野立広告の地の色及び表示面積の3分の1以上で使用する色並びに掲出物件の色について、前回の景観審議会でのご意見を受け、地の色には黒色を使用される事例があるため、明度の下限値を2.0から1.5に修正しています。

次に、新道ゾーンの集合型の広告物について、前回の景観審議会でのご意見を受け、突出広告においても、集合型の規定を追加しています。

スライド11ページです。議案書については17ページから18ページになります。東堀・西堀・古町通ゾーンの屋上広告及び壁面広告について、前回の景観審議会でのご意見を受け、現状の広告物の掲出状況を踏まえ、制限を強化しています。屋上広告については、広告物の

高さを、現行の一般区域では15メートル以下のところ10メートル以下とすることとし、また設置高さを、一般区域では地上から48メートル以下のところ9番町側30メートル以下、8番町側で40メートル以下としています。壁面広告について、設置高さを、一般区域は15メートル以下のところ10メートル以下とすることとし、壁面に直接塗装する広告物としないことをしています。

ここまでが、前回の景観審議会からの主な修正事項になります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

スライドの12ページです。続いて、議案第2号の説明に移ります。

スライドの13ページです。議案書は23ページになります。なお、参考資料4として、新潟市屋外広告物条例施行規則の新旧対照表を添付していますので、必要に応じてご確認ください。

はじめに、改正事項の1点目の許可の基準の変更についてです。景観計画特別区域では、景観計画に定める屋外広告物の制限を屋外広告物条例に基づく制限とするために、屋外広告物条例による規格として定める必要がありますが、現行の表現は、①屋外広告物条例の施行規則別表第1による規格と②告示の規格の両方を見比べなければ、その区域の規格を判断することができず、やや煩雑な表現となっておりました。古町花街地区においては、かなりきめ細やかな屋外広告物の規格を定めることとなりますが、現行の表現では、屋外広告物の規格を容易に判断することが困難となるおそれがあることから、このたび、特別区域の規格を、景観計画の記載によるものとし、表現を一本化することで、これを改善するための改正を行うこととしています。言葉では理解しにくい部分もあるかと思しますので、実際に表現をご覧いただきながらご説明したいと思います。

スライドの14ページです。まず、現行の表現とした場合についてです。ここでは、説明を分かりやすくするために、東堀・西堀・古町通ゾーンの屋上広告の広告物の高さの基準に着目して比較をしています。現行の表現では、まず左側の①別表第1が、全市共通の基準としてあり、屋上広告の広告物の高さを「15メートル以下、かつ・・・」定めております。なお、実際の別表第1の表現については、参考資料5の1ページにてご確認をいただけます。

次に右側の古町花街地区の②告示の規格では、「古町花街地区における広告物等の規格は別表第1に次の基準を加える」としたうえで、東堀・西堀・古町通ゾーンの屋上広告の広告物の高さを「10メートル以下かつ・・・」と定めることとなります。なお、実際の告示の表現については、その他の特別区域の事例にはなりますが、参考資料5の7ページ以降にてご確認いただけます。ここで①と②を見比べた結果、両方の基準を満たすものとして、「10メートル以下かつ・・・」という基準であると判断することができます。このように、現行

の表現では、①と②を見比べなければ基準の判断することができないような表現となっております。なお、ここでは分かりやすい数字を事例にご説明をしておりますが、古町花街地区のようなきめ細やかな基準すべてをこのような表現にしまうと、判断が困難となるおそれがあることから、このたび、表現の見直しを行うものでございます。

スライドの 15 ページです。次に見直し後の表現についてです。見直し後は表に記載のとおり「10 メートル以下かつ・・・」という基準であることがすぐに分かるかと思えます。なお、実際の見直し後の景観計画の表現は、議案書の 17 ページから 18 ページにてご確認いただけます。このように、景観計画において一つの表にまとめ、表現を一本化することで、二つの基準を見比べる必要のないよう表現を改善することとしています。

スライドの 16 ページです。議案書は 23 ページになります。

改正事項の 2 点目の屋外広告物の規格の設定についてです。こちらは、先ほど議案第 1 号でご説明した景観計画に定める特別区域の屋外広告物の制限について、屋外広告物条例に基づく規格としても定めるものです。設定する規格の内容については、先ほどご説明した別紙議案第 1 号のとおりです。1 点目が古町花街地区の規格の追加で、2 点目が、先ほどの許可の基準の変更による各特別区域の規格の表現の一本化となります。なお、これまでの告示の規格で「加える」という基準としていたものを、一つの表にまとめるに当たっての表現の修正であり、各特別区域の基準の意図を変更するものではありません。

スライドの 17 ページです。議案書は 24 ページになります。

屋外広告物の適用除外の変更についてです。自家用広告物及び管理用広告物について、許可申請が必要となる面積規模を、適用除外の規定として定めていますが、新道ゾーンにおいて、小規模な広告物もきめ細やかに審査を行うため、許可申請が必要となる広告と面積規模を改正いたします。現行は、簡易広告物以外の自家用広告物または管理用広告物を、1 営業所等につき合計 10 平方メートルまたは 5 個を超える掲出を行う場合に、許可申請が必要となりますが、改正後は合計 1 平方メートルまたは 5 個を超える掲出を行う場合に、許可申請が必要となるよう改正をいたします。なお、東堀・西堀・古町通ゾーンについては、改正はございません。

スライドの 18 ページです。最後に、特別区域の指定に向けたスケジュール案についてです。本日、特別区域 古町花街地区の追加に係る新潟市景観計画の一部変更及び新潟市屋外広告物条例の関係規定の一部改正について諮問させていただき、本審議会より答申を頂いた後、市議会にて景観条例の改正手続きを進めさせていただいたうえで、景観計画・景観条例・屋外広告物条例施行規則を改正施行し、古町花街地区を区域施行する予定としています。

以上で、議案第1号及び第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(増子委員)

ユニバーサルカラープランナーの増子です。参考資料1の10ページ、新道ゾーンのシャッターの件なのですけれども、外壁と同等の色彩とするなど目立たないものとするように努めることという形で書いてあるのですけれども、内容的には分かるのですけれども、これ景観計画案が成立しても大きな外壁の修正工事がなければ、その外壁はそのままになっていくと思うのですけれども、間違いはないですか。これはシャッターのみ変更や塗り替えが行われた場合には、この記載だと既存の外壁に合わせた色彩になってしまわないかなと思って、その辺はどうなのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

(岡崎会長)

鋭いご指摘、事務局どうでしょう。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。

シャッターについては、基本的には外壁と同じような色味に合わせていただいて、目立たないように努めていただくという旨の基準となっております。シャッターのみ、仮に改修を行う場合については、既存の外壁の色に合わせていただくことで、既存の外壁と一緒にような見た目になって目立たないように努めていただくという形の考え方になってこようかと思えます。その後、将来的に外壁をリニューアルする場合については、そのシャッターをそのときにまた更新するか、しないかという判断は出てくるかとは思いますが、そのときの届け出を審査させていただく上で、シャッターが変更後の外壁と同等の色になっているかどうかということを審査させていただくという形になるかと思えます。

(岡崎会長)

ちょっと逆で、外壁がそもそもよくない場合です。

(増子委員)

はい。

(岡崎会長)

そのときにシャッターだけ建物に合わせてしまったらまずい色になのではないかという話。

(増子委員)

そういうことですね。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。

例えば、既存の外壁が緑色の建物というときに、シャッターの色を変えるという届け出があった場合に、この基準だと緑色のシャッターにきなさいという話になるのではないかというご指摘だとは思いますが、確かにこの文面を見ると、そういった部分はあるかと思えます。基準の考え方ですけれども、「同等の色彩とするなど」と、例示として挙げさせていただいているもので、本質的には目立たないように工夫してくださいということなので、届け出があったときの協議の仕方として、例えばですけれども、目立たないという意味では、シャッターも同じ緑色にするよりは、違う色彩を選択していただくという形が基準の趣旨ですというような協議の仕方はあるのかなとは思いますが、やや分かりづらいので、若干、言葉の修正が必要なかもしれません。

ただ、趣旨としては、あくまでも目立たないようにしてくださいというのが趣旨で、前段などはあくまで例示として挙げているという部分ではあります。

(岡崎会長)

趣旨はもちろん皆さん分かってらっしゃると思うのですが、単純に記載の問題で、例えば「景観に調和する」とかいう言葉を盛り込むとか、何かご検討いただければと思います。

あと、シャッターは外壁ではないわけですよね。シャッターだけ変えるときには届け出対象になりますか。なりませんかね。

(事務局)

今の新道ゾーンですと、外観の模様替えや色彩の変更は、面積にかかわらず、届け出がいるということです。

(岡崎会長)

分かりました。

(小川委員)

今のこのシャッターの件については、表現の仕方が相当難しいとは思いますが、一つ言えるのは、シャッターは通常はスチールやアルミにしても、焼き付けの塗装で仕上がったものなのです。それをその環境に合うようにとか、景観に合うようにとか、もしくは目立たないようにするということは、現場塗装を施すということになると思います。つまりはそういうお金をみてほしいということなのかなと、ぼくは理解をしました。

それで今のお話でいうと、シャッターだけ変えるときに、じゃあどうするのだという話は確かに出るのですけれども、もしそれが協議が上がってくるのであれば、協議の段階で目立たないようにすると。シャッターだけ目立ってもらうのは困るということでもいいのかなどという気はしました。

(岡崎会長)

文言が分かりやすければいいかと思います。それと、別の制度ですけれども、補助金の制度がありますよね。古町花街エリアが適用になったときに、シャッターの色だけを景観に合うように塗り替えるとかあったときには、補助対象にはなりますか。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。

補助金制度につきましては、まず補助するかどうか、基準というのを設けております。それに合致するかというところにはなってきますが、例えばシャッターだけ直した、先ほどの例えば緑色の外壁のケースと考えたときに、外壁は緑のままシャッターだけが例えば、木製の格子に変えたとしても、景観的に全体としてどうかということ、それ以前の問題というケースもあるかと思います。全体の改修の計画で判断していくという形になるかと思います。

(岡崎会長)

それはそうですね。例えば、全体としては景観にまあまあ合っているのだけれども、シャッターだけ合っていなかった場合に、それを合わせるときにはなりますか。

(事務局)

そうですね、シャッターだけがまちなみと調和していなくて、シャッターを変えれば、景観の向上に寄与するというケースでしたら、助成の対象になる可能性があると考えています。

(岡崎会長)

分かりました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

(棒田委員)

ちょっとお伺いしたいのですけれども、屋外広告の基準で、これは基本的に通りからの見えというように考えればいいのですか。例えば、新道と東堀の間に、そんなに間口、奥行きが長くない場合、けっこう東堀から見えるように、建物の裏に大きい看板をつけるということも、なきにしもあらずかなと思ったときに、それは景観の対象になるのはどうかというのがちょっと気になるので、その部分を教えていただければなと思います。

(事務局)

まちづくり推進課塩谷です。

基本的には対象になる、許可の申請の対象になるという考えであります。

(岡崎会長)

分かりました。広告物に関しては見えるかどうかとかいうわけではないですね。

(事務局)

屋外広告物の定義というのがございまして、法律上、あるいは条例上の屋外広告物該当するかというのが、公衆に見せているかというところですので、例えばこの区域でいいますと、新道側に建物があるのですけれども、東堀側が青空駐車場になっていて、新道側の建物の裏側ですと側面が見える、そこに看板を出すケースもあり得ると。そうすると東堀側からその看板等が見えるというはあるわけですが、それは屋外広告物条例、あるいは屋外広告物法でいうと屋外広告物に該当するということになり、この基準の適用を受けるという形になります。

(棒田委員)

この届け出対象行為のイのBの部分の道路からというのは、周辺道路も含めてという解釈で大丈夫ですね。

(事務局)

大丈夫です。

(棒田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(岡崎会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

(増子委員)

直接、この審議会の内容とはちょっとずれてしまうのですが、新堀に設置されている観光循環バスのバス停なのですが、かなり小さくはあるのですが、色彩がけっこう目立っているなという印象を受けるのですが、この周辺の方々の協力を得るということであれば、こうしたところの変化、色彩の変化とか、そういったものが行政の取組みを見せる形で表すことができるのではないかと考えますので、行政からの働きかけとかがあってもいいかなと思いますし、古町通もちょっと安心宣言か何かの看板もありますので、その辺の整備をいち早くしていただければ、周囲の方々の賛成も得られやすいのではないかなと考えました。

(岡崎会長)

そうですね。公共施設もそうですし、公共的というか、いろいろなものもあるので、庁内で多分これから意思疎通を図っていただけるものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

まちづくり推進課塩谷です。

今のご指摘はこの地図で言うと、新堀と書いてある南側の部分かと思えますけれども、そちらの道路沿いにバス停の看板が立っていて、そこにピンク色のような色が使われているということかと思えます。観光循環バスのサインとしての共通の色で分かりやすいという観点もあるかとは思いますが、そういった部分と、このエリアに設置するという特性を考慮した上で、その色彩の考慮という部分のバランスが、公共が設置するものについても必要になってくるというところがございますので、道路空間のそういった構造物の整備、今後の整備といったところについても、今後についてはこういった特別なエリアで民地の皆様に対しても制限をかけているというところを念頭に置いて、十分に検討していく必要があると考えております。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課の高島です。逆に皆様にお聞きしたいのですが、例えばそういった観光循環バスは、普段使いするようなものではありません。そうした中でやはりある程度、色彩的に目立ってなんぼというところもあるのかもしれませんが。そうした中で今回、こういった景観形成をしていこうというようなものと、滅多に使わないようなものを、ここにあるのだというように分かってもらおうとするところと、果たして統一したほうがいいのか否かというところをお聞きしたいなと思っております。どんなものでしょうか。

(岡崎会長)

バランスの問題だと思います。要は景観を考えたかどうかという。多分、あれを作るときは、特に古町の景観と関係なく、多分、全市的なもので置いてあると思うのですが、そういう辺りを今度は考えましょうねと。答えはいろいろですし、何が正解と簡単に言えませんが、考える仕組みがあることが大事なと思います。

(事務局)

補足情報でございますが、増子委員からご指摘のあった新堀の部分の道路空間ということで、厳密に言うと今回の特別区域には入っていないという形になるということが事実として一点。それから、観光循環バスですと、新潟市のほうの観光部門のほうが担当になっていまして、今も課長の高島から話がありましたように、その名の通り来街者、観光客向けに設置しているということで、新堀のバス停は少し違うのですが、新潟市の花のチューリップをイメージした形、サインのデザインになっていまして、ピンク色というのもチューリップの色ということでチョイスしています。デザイナーの方がデザインされているということで、目立つ形で設置しているというところの考え方があるのだと思います。

ただ一方で、今はなくなってしまったのですけれども、実は同じ特別区域になっている旧小澤家住宅の前に、かつては観光循環バスのバス停があり、旧小澤家住宅も市の文化財で特別区域になっていますけれども、そのときにも同じような議論がありまして、そこだけ観光循環バスのデザインを変えたというふうな配慮の仕方もございましたので、またそういったご意見が審議会であったということは、担当部署に伝えさせていただいて、観光客にとっても分かりやすいという、そういった点も踏まえて、あるいはほかの都市の事例なんかも参考にしながら考えなければいけないのかと思うのですけれども、そんなところをお伝えしてはいきたいと思います。

(岡崎会長)

お願いいたします。

(松井委員)

新潟大学の松井です。ご説明いただきどうもありがとうございました。前回、指摘させていただいた間口の件、修正されていてよかったなと思ったところが、まず一点です。この部分についての質問なのですけれども、このイメージで出された写真というのは、今回のこの場だけで使うのか、それとも今後も、景観計画の説明で、対外的に使われる可能性があるのかという点をお伺いしたいです。というのも、確かに1階部分は間口が分節されているように見えるのですけれども、2階の間口が長大なので、ここで書いてある文書の趣旨とは少しずれるかなと。そういう危惧を抱いたもので、これが一人歩きして1階だけデザインを変えればいいのだというように思われると、本本意ではないのかなという、そういうところの確認をさせていただければと思います。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。こちらの写真については、あくまで今回の説明向けということで、今のご指摘のとおり、このイメージ写真が基準を100パーセントとらえたイメージとしてお伝えできているかということ、必ずしもそうでもないのかなと。今回、時間の関係でなかなかいいイメージが見つけれなかったもので、この写真を使わせていただいたということについては、ご理解いただければと思います。

(松井委員)

承知しました。

(岡崎会長)

ほかにはいかがでしょうか。

(久保委員)

久保です。前回の審議会からの変更点などについて、私もパブリックコメントの反映も含めてしっかりされているなど聞かせていただきました。今回の議案第1号の2ページにある基準、新道ゾーンの基準案について、これは修正の指摘というよりは、質問といたしますか、現状のどういう考えがあるかを伺えればと思うのですけれども、建築物の配置の1行目ですね。歴史的建築物の壁面の位置は、建築当初の位置を維持し、という部分なのですけれども、「基本とする」こととあるから、ある種、曖昧な部分も残しているだろうなと思いながら読んでいたのですが、建築当初の位置の把握ってなかなか難しい場合が多いのですよね。特に、今回、登録文化財にもなっている旧有明さんについても、後ろに増築を昭和にかけてしていますけれども、場合によっては前面側、元々はお庭があったところを新しく庭を潰して、大きく増築を昭和初期とか、大正にしているものがないとも言えないわけで、そういったものの場合はどうするのかとか、いろいろとこの部分だけだと難しいところがあるのかと思ったのですが、調査をするタイミングで言えばどこで復原を目指すというところをどの程度担保するのかというところと、あとは明確に連続性を保つという目的のためのものということであれば、もうちょっと意図みたいなどの補足をするのも一つの手なのではないかなと感じましたがいかがでしょうか。ちょっと曖昧な質問なのですけれども。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。

こちらの壁面の位置の基準に限らずなのですが、建築当初の復原という考え方をデザインの部分で散りばめさせていただいておまして、オーセンティシティ、本物であることを残すという観点をコンセプトに掲げているこのエリアの考え方として、建築当初のものを維持していこうというスタンスを、こちらではお示しをさせていただきたいということでの基準案の内容になっております。

ご指摘のとおり、その建築の当初の形というのが本当にどのような形であったのかということの正確に把握するというのはかなり困難な部分も実態としてはあるのかなというところがございまして、我々も申請いただいた計画に対して、その正当性みたいな部分の適正な審査をどこまでできるのかということも今後の課題としてもあるのかなと考えておりますけれども、建築当初のものを、価値をそのまま残していくという考え方を事業者の計画の中でも、審査をさせていただいて、事業者にも分かっていたらというところをこちらの内容でお伝えをさせていただきたいという思いはございます。なかなか現実的に復原が難しい、どのような形で復原するべきかが判断がつかないという部分もあるかと思いますが、そのような場合については事業者の方と協議をさせていただきながら、基本的には歴史的な

まちなみが調和をしながら維持できるというところの観点で審査をしていきたいと考えております。

(久保委員)

今、またお話し伺いながら難しいなと思っていたのですけれども、例えば、今は庭があったとして、元々は壁面が接道していたのだということで話があったりとか、そういった大きく変わる場合に、その主張が正しいと判断するかとか、その辺りも難しいなと思っているのですけれども。そこはもうそういう話があってから担当のほうで景観アドバイザーとも協議しながら、適宜専門家にも相談をしつつというようなイメージでしょうか。

(岡崎会長)

これは難しく、前々から申し上げますけれども、ここに正しい文書を書くのは不可能なのですね。そもそもすべてのケースを想定した正しい文章というのが存在しないんです。だから、書くのは無理なのです。何度も言っていますけれども、これは例示なのです。例示であって、総合的に判断するとは言いようがないので、これは世界共通でして、もうあまりにも複雑すぎるので、すべてを想定した正しい文書を書くのは無理で、ただ、なるべく努力しているのですけれども、完璧は無理なので、やはり大事なのは、ケースバイケースで総合的に判断することなのですが、それを忘れがちで、ついつい書きちゃうとこの文言が独り歩きするのです。特に担当の方が変わると、これは趣旨があつてのこの文書なのでも、趣旨が忘れられて文書が独り歩きするのですね。これもよく実際、現場で起きているのですけれども、なので前々から申し上げますとおり、どこかにこれは例示であつて、結局、総合的に判断するというオーセンティシティとか、周辺の環境とか、考慮しながら総合的に判断するんですよというのが内規でも何でもいいのですけれども、ほかに書いておいていただくとありがたいなと思います。

例えば、当初の位置がいいとは限らないのですよね。例えば、当初景観を考えないで作っていた可能性もあるわけなので、当初が絶対いいとも言い切れず、なのでこれはあくまで例示的なものであるというこの考え方、趣旨が大事なのであつてというのが伝わるように、内規でもなんでもいいのですけれども、書いておいていただければありがたいかなと思いますよね。

怖いのはあまり細かくやって、あまり真面目に考えすぎて、細かく細かく考えていって、それがひとり歩きするというのが、これは返ってまずいケースもありますので。

(岡崎会長)

ほかにいかがでしょうか。

(寺尾委員)

スライドで言うと 10 ページですかね。細かい話になってしまって大変恐縮なのですが、3分の1以上で使用する色がこの範囲内という意味ということでいいのですかね。それとも、全体で3分の2以上はこの範囲にしないといけないのか。4色使用できるという話なので、この範囲外を4色使えば、3分の1以内ずつになるので、4色使えば何使ってもいいみたいな感じになるのですけれども、多分そういう趣旨ではないと思うのですね。どういう趣旨というか、3分の1以上の使用する色というのはイメージというか。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。

まずこちらの表現の意図としては、まず地の色、広告物の背景となる色をコントロールさせていただきますというのが1点目。2点目が、表示面積の3分の1以上で使用する色。図の色が大きすぎる、その文字とか例えば絵柄のようなものが広告物の大面積を占めるようなものになりますと、通常は広告物の表示面に対して地の色、その背景となる色の部分がメインとなる色になってくるかとは思いますが、その図となる部分が色の割合が大きくなってくると、そちらのほうの景観の影響が大きくなるということで、地の色に限らず、表示面積の3分の1以上で使用する色については、こちらの制限がかかりますというような意図のものになっております。

(岡崎会長)

例えば文字の色とか。

(事務局)

文字とかでも、表示面積に対して3分の1以上の面積の割合があれば、この色の制限に適用されるという考え方になっております。

(寺尾委員)

そうですね。なので、3分の1以下ならいいわけですね。その色が3分の1を使用しなくても全体として3分の2以上は少なくともこの範囲を守らないといけないって規定のほうがいいのではないかと。というのは、先ほど申し上げたように4色使えるので25パーセントずつ、この範囲外の色を4色使おうと思えば使えることになってしまうということなのですけれども。

(事務局)

彩度がこの数値以上に高い色を、地の色であれば制限がかかるという部分がありますけれども、例えば、図の色が面積80パーセントの広告物があったとして、図の色を例えば、3割ずつ色を使い分けるという形になったときに、その図の色についてはこちらの規定には当たらないという形にはなってくるかなと思いますけれども、図の色の部分については、基本

的にやはり広告の会社のイメージですとか、そういったものに直結する色になってくるかなという部分もございますので、その辺りで、どうしてもこの数値の中にはまらない計画になってしまえば仕方ないのかなというようには想定はしておりますけれども、一般的に広告物の中で面積が占める割合として高いと想定される地の色の部分と、図の色でもその大面積を占める部分というのを今回のコントロールを対象にさせていただいたというところではございます。

(岡崎会長)

というか、つまり4分の1ずつ、地ということを考えないで、その表示面積を4分の1ずつ、4区分しますよね。そうするとそこで4色塗るとしますね。それぞれの色はこれを守ってなくてもいいと。だったら守っていない色ばかりになってしまうわけなのですよという話ではないですか。

(事務局)

例えば4文字のサインがあったとして、均等に4文字のサインがあつて、4文字が例えば1文字ずつ違う色で使われていたということになりますと、今回のこちらのルールにははまらないという形にはなってしまいます。

(岡崎会長)

というか例えば、それは4色使ってもそれは地の色なのですよ。例えば文字でなければ、地の今の定義かな。文字はそんなに面積増えない、普通は。として表示面積という辺りがちょっと引かかるのですけれども、その地の色の定義というか、表示面積の定義といえますか、例えば、その基準に当てはまらない原色を4色看板塗ったらそれは地の色ですか。あるいは3分の1は超えていないわけだけでも、それは地の色として規制できるのか。

(橋本委員)

ちょっと整理して、屋外広告物のベースの盤面の色ってあるじゃないですか、フレームの色。それと中に入れる広告物のデザインですよ。そのときにコーポレートカラーとかが入ってきた場合、それは、制限は設けていないのですよね。

(事務局)

あくまでその図の色については、制限がかからないと。ただし、3分の1以上使う図の色の部分だけが制限かかっているという考え方です。

(橋本委員)

だから赤青黄色になる可能性もあるということですよ。ただ、赤赤赤にはならない。その全部3分の1以上超えるような色は使う場合は違うようにしてください。この範囲を収め

てくださいってことですよ。ベースになるのは広告物のデザインに関しては自由であるということですよ、前提にあるのが。盤面の図の色って。あと広告のフレームではなくて。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。

整理させていただいて、図の色と地の色の定義は、議案書の 20 ページの 7 番にありまして、いわゆるロゴとか、お店の名前というのは、文字とか図形というように言ってまして、板状の看板のことをイメージしていますけれども、背景になる部分は地の色と言っております。これが例えば新潟市というような看板があったとすると、新潟市というのが図ですね。それ以外の背景になる部分が地の色という形になります。今、寺尾委員のご指摘、あるいは岡崎会長のお話を具体的に言うと、例えば、新潟市役所とかにしましょう。新潟市役所という看板を作るときに、背景になるベースの色は地の色ですから、スライドで言うと 10 ページの基準の色の範囲内でやってくださいと。いわゆる黒ですとか、白ですとか、あるいはちょっと落ち着いた茶系色というのでしょうか。そういったのをベースに使ってくださいと。なので黄色とか、鮮やかな真っ赤とかは、ベースにはまず使えませんという形になります。

新潟市役所の文字を一文字ずつに、「新」は赤、「潟」は緑とか 5 文字ありますので、5 文字鮮やかにしたいと言ったときに、それは 5 文字なんで 5 色なんてできません。2 色とかにしましょう。赤と青とかしたときに、それは可能なのですけれども、3分の1以内ですかね。全体の 3分の1以内には抑えてくださいという感じですね。新潟市役所とでっかく書いてしまうと、それが 3分の1以上になると制限の対象になるという形です。

(寺尾委員)

すみません、分かりました。私、地の色の表示面積のことなので、ちょっとそこを勘違いしたので、すみませんでした。

(事務局)

そんな形で考えていまして、文字やロゴのほうは自由度を少し持たせていますけれども、それも含めて逆にいうと 3分の1以上のものはこの範囲内で収めてくださいという趣旨で作っております。ただ、複数色を使ったときの取り扱いみたいところは、ちょっと読み込みにくいかもしれないですね、もしかすると。一応、これで伝わると書いてはいたのですが、ほかの都市の事例なども参考にさせていただいた文面ではあるのですが、もしかしたら確認が必要かもしれません。

(岡崎会長)

ちょっと混乱したのですけれども、地の色及び表示面積の3分の1以上だから、地はもちろんだめだし、表示面積も駄目だしということですね。だから原色4色で塗るみたいなことはできないということですよ。

(まちづくり推進課長)

一点よろしいですか。今回のように数数的な指標のみだけだと、おそらくそこを突いて来られる方もいらっしゃると思うのですよね。こうなっているじゃないかというところの中で、総合的に判断するという形で、その他協議によるというような部分についても、一つ入れておく必要もあるのかなと今、感じたところでございます。

例えば、よく皆さん見かけると思うのですが、普段であれば、会社のロゴマークとして青いローソンが特別区域に行くとな茶色のローソンになっていたりとかすると思うのですけれども、それがまたレインボーカラーだったりとかするケースもあるかとは思いますが、そこは数的に問題ないだろうとなったときでも、いや総合的に判断してという協議の中で、一つ進めていければと考えております。

(岡崎会長)

許可基準だから、許可はできるわけですよ。ここはちょっと微妙なところで、先ほど私が総合的判断と申し上げたのは、実はそれをあまりやっちゃいけない部分があるところがありまして、それはこの数値を示すところなのですけれども、ここは紛争のもとになるので、ここは割としっかり守らなければいけなくて、それが屋外広告物の場合は、許可の問題ですけれども、景観計画では、変更命令を出すか出さないかという話になるので、その部分だけに関しては、厳密に決めておいて、いいか悪いかと言えるようにしておかないとまずい面もありますので、ちょっとそこら辺のバランスを取りつつなのですけれども、この件に関しては大丈夫そうな気がしてきました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうかね。割と細かい話でいろいろ修正をご検討いただいたので、議論もいろいろできるのですけれども、大きな方向性は変わらないと思いますし、今のご意見を踏まえて、また微調整が必要なところはしていただくということも踏まえて、原案を承認ということでよろしいでしょうか。

(「意義なし」の声)

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議案第3号のご説明をお願いいたします。

(事務局)

まちづくり推進課塩谷です。

続いて、議案第3号、景観重要建造物の指定についてご説明いたします。説明は、参考資料2 議案第3号 補足説明資料のスライド資料を中心に行います。議案書は、25 ページから26 ページをあわせてご覧ください。

スライドの2 ページです。はじめに、景観重要建造物の概要についてです。景観重要建造物とは、景観法に基づき、地域の良好な景観形成の核となる重要な建造物を市長が指定することで、建造物の保全を図る制度です。本市においては、行形亭の土蔵、行形亭の門・塀、北方文化博物館新潟分館の土蔵、旧片桐家住宅の主屋、旧片桐家住宅の土蔵の計5件を指定しています。

スライドの3 ページです。景観重要建造物に対する支援と制約についてです。まず、支援についてですが、相続税において土地・建物評価額の30パーセントが控除可能となる税制優遇がございます。また、外観の修景に対する本市の助成金制度として、今年度に新たに創設した新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金をご利用いただくことができ、景観重要建造物の場合、その他の建造物に比べて助成金額の割増があり、最大で1,050万円の助成金額をご利用いただくことができます。

一方、制約についてですが、現状変更の規制として、建造物の増築・改築・移転・除却や、外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩変更を行う際、市長の許可が必要となります。なお、通常の管理行為や非常災害のための応急措置などは除きます。

また、建造物の管理義務として、良好な景観が損なわれないよう、適切に管理しなければならず、防災上必要な措置を講じることや定期的な点検を実施することなどが必要となります。

スライドの4 ページです。本市における景観重要建造物の指定方針等についてです。本市の指定方針として、新潟市景観計画より、道路やその他公共の場所から誰もが容易に望見することができる。市民に親しまれ地域の景観形成上重要と認められる、外観が歴史的・文化的・シンボリックな特徴を有する建造物を指定していくこととしています。指定方針に対する具体的な取組方針として、過去の景観審議会での説明では、老朽化や後継者の不足による解体が危惧される歴史的建造物、登録有形文化財など所有者の保存の意思が示されている建造物、みなとまち新潟を象徴する伝統的な景観を有する地域内の建造物を優先して指定することとしています。

スライドの5 ページです。それでは、このたびの景観重要建造物指定の取組についてご説明いたします。古町花街地区を景観計画特別区域に指定し、面的に景観を保全する取組に加え、地区内の価値のある建造物を景観重要建造物に指定し、単体の建造物の保全を行う取組をあわせて行うことで、効果的にまちなみ保全を進めていくことが重要だと考えています。

そこで、先ほどご説明した指定方針や取組方針に合致する当該地区内の建造物として、国登録有形文化財で、これまでに所有者と協議を重ねてきた結果、協議の整った鍋茶屋と瓢亭の2件について、特別区域の指定に合わせて、景観重要建造物に指定したいと考えています。

なお、この2件以外の景観重要建造物の指定に向けた取組については、国登録有形文化財を中心に指定候補を整理し、今後も景観審議会にご意見をお聞きしながら順次、検討していきたいと考えています。

スライドの6ページです。1件目の鍋茶屋について、ご説明いたします。議案書は25ページになります。鍋茶屋は、幕末期である江戸末期の創業と伝わる料亭であり、現存する建造物は、明治43年のものが最も古いとされています。写真に見える昭和12年に増築された3階建ての棟には、200畳にもなる広場や客間などがあり、多様な意匠が施されることで、近代和風の粋が凝らされている建造物です。平成12年に国登録有形文化財に登録されています。

スライドの7ページです。建造物の概要についてです。スライド左側は、明治43年建築、木造3階建ての主屋で、堅羽目板張りや漆喰塗り、タイル張りなど外観となっています。右上は、昭和6年建築、木造一部鉄筋コンクリート造3階建ての応接室棟で、石張りなどの外観となっています。右下は、昭和6年建築、木造2階建ての離れ座敷で、堅羽目板張りなどの外観となっています。

スライドの8ページに続きます。左上は、明治43年建築、木造2階建ての土蔵で、漆喰塗りなどの外観となっています。右上は同じく明治43年建築、煉瓦造平屋建ての煉瓦蔵で、煉瓦壁などの外観となっています。左下は、昭和初期建築、土蔵造の2階建ての離れ土蔵で、腰壁のなまこ壁や漆喰塗りの外観となっています。右下は、昭和12年建築、鉄筋コンクリート造の表門及び外塀で、腰壁の石積といった外観となっています。

スライドの9ページです。指定範囲についてです。図に示す範囲は、国登録有形文化財に登録されている建造物の範囲となりますが、同じ範囲を指定することとし、先ほど写真でお示ししたすべての棟を指定することとしています。

スライドの10ページです。外観の特徴及び指定理由についてです。鍋茶屋は、全国随一の規模である古町花街地区の代表的な料亭建築です。主屋には外壁に堅羽目板張りや漆喰などが用いられ、近代和風建築の粋と贅を凝らしています。また煉瓦造の煉瓦壁、離れ土蔵のなまこ壁、表門及び外塀の腰壁の石積などにより、街路に多様な景観をもたらしています。また、国登録有形文化財であり、みなとまち新潟を象徴する景観の構成要素となっています。

以上の理由により、鍋茶屋を景観重要建造物に指定することとしたいと考えています。

スライドの 11 ページです。続いて、2 件目の瓢亭についてご説明いたします。議案書は、26 ページになります。瓢亭は、旧花岡家住宅として、元芸妓の住宅兼稽古場であった建造物です。昭和9年の建築とされており、前栽と玄関を構えた木造2階建ての寄棟造棧瓦葺の建造物です。花街の住宅の典型とされており、風情ある歴史的なまちなみを形成しています。外壁は下見板張りで、出格子や竹を用いた細部意匠などが施されています。令和5年に国登録有形文化財に登録されています。

スライドの 12 ページです。指定範囲についてです。鍋茶屋と同様、国登録有形文化財に登録されている範囲と同じ範囲を指定することとしています。

スライドの 13 ページです。外観の特徴及び指定理由についてです。瓢亭は、塀で囲まれた前栽と玄関を構えた元芸妓の住宅兼稽古場です。出格子や外壁の下見板張り、竹を用いた数寄屋風の細部意匠などを凝らした花街建築であり、新道の歴史的風情を形成しています。また、国登録有形文化財であり、みなとまち新潟を象徴する景観の構成要素となっています。

以上の理由により、瓢亭を景観重要建造物に指定することとしたいと考えています。

スライドの 14 ページです。最後に、指定の流れ・今後のスケジュール（案）についてです。当該案件については、すでに所有者の方々と協議を進めており、建造物指定に関する同意を頂けております。本日、当該案件の景観重要建造物の指定について諮問させていただき、本審議会より答申を頂いた後、市長による指定及び公示を行う予定としています。その後、景観重要建造物の標識プレートを設置いただく予定です。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(岡崎会長)

では、ご質問、ご意見等をどうぞ。

(松井委員)

所有者の方との調整、大変だったかと思えます。特別区域の指定と同時に指定されるということはすばらしいことだと思いますし、指定自体には異存はありません。それでちょっと細かいところで2点質問させていただきたいのですけれども、鍋茶屋さんは、これは1件として指定されるというお考えなのかというところを伺いたいのと、スライドの3ページ目にあります助成金の、まちなみ保全事業助成金は、景観重要建造物1件に対して最大1,050万ということなのか、その2点伺いたいです。

(事務局)

まちづくり推進課塩谷です。

鍋茶屋さんについては、複数の棟がございますので、今回、考え方としては建物が接続している部分を1件扱いといたしまして、この主屋ですとか、応接室と離れ座敷、離れ土蔵と

いったところは、一体となっている建造物になっておりますので、1件扱い。その他、切り離されている独立している土蔵、煉瓦蔵、表門及び外塀については、別の番号での指定という形で考えております。

また、助成金についてですけれども、最大で1,050万円というのは、1敷地単位での上限の金額ということになっております。

(松井委員)

承知しました。では、4件ということですかね、。合計で新潟市は10件の景観重要建造物を有するということになる。よく分かりました。ありがとうございます。

(岡崎会長)

ほかにいかがでしょう。すみません。少し細かいことなのですけれども、これは言葉がひとり歩きするといけないので一応です。細かいことの恐縮ですけれども、参考資料2の10ページの全国で随一の規模であるというのが、ちょっと誇張がされて、京都、金沢があるので、料亭街としては随一なのですけれども、花街とした茶屋街が別にあるので、ちょっとその表現を、気をつけていただくと。三大花街とか、ときどき言われますけれども、これもちょっと間違っているの、ちょっと誇張し過ぎるとよくないので。この資料が外に出るかどうかわかりませんが、ちょっと修正をお願いしたい。あと8ページの黄土色の土蔵の漆喰塗りって大丈夫ですか。ちょっとこれもご確認いただければと思います。

ほかにどうぞ。

(久保委員)

今、岡崎先生が指摘されたところは、私は、随一の規模が料亭の鍋茶屋自体にかかっているのかなと思って納得をしていたのですけれども、確かに分かりづらいなと思っておりました。ここではないのですけれども。

私の質問なのですけれども、具体的なこれからの景観重要建造物の指定の取組方針のところで、登録文化財から優先的にやっていくというのは、非常に合理的だなと感じつつ、特に1行目のところがすごく大事だなと見ておりました。ただ、これまで他の2地区の景観重要建造物が登録文化財以外には波及していないというところもありまして、今後、助成金がつくからこそ、これから市としては大きく広げていくという意図もあるのかなと思いつつ、今後、この登録文化財以外のところまでどの程度、年に何件とか、そういった何か指標というか、見込みがもしあれば教えていただければと思います。

(事務局)

まちづくり推進課塩谷です。

今、久保さんからご意見あったとおり、こちらの景観重要建造物の主なメリットという部分では、今年度、新たに新潟市として創設をさせていただいた、このまちなみ保全助成金というものが、実態としてはメリットの大きい部分ということで、これまではこのような助成金がなかったという意味では、これまで指定をさせていただいた旧小澤家住宅、旧齋藤家別邸のエリアでも、なかなか所有者の方との協議を進めるにも難しい場面があったのかなというところがございますけれども、今回、新たに助成金を創設させていただいたことで、この指定の取組をさらに推進していくことができるかなと、当課としても考えておりますので、今後については登録文化財に限らず、景観上、重要なものについては、順次、検討していきたいと考えております。

現時点では、特別区域に指定され、その中に入っている建造物だけを優先的に取り組んでいる部分もがございますけれども、その他のエリアについても当然、重要な国登録有形文化財になっている建造物も含めてございますので、そういったところを今後については、一通り整理をさせていただいたうえでの検討になってくるかと思っておりますので、具体的にどのようなペースでやっていけるか等々については、ちょっとまだ想定できていない部分がありますけれども、順次そういった部分を含めて、拡大の取組を進めてまいりたいとは考えております。

(岡崎会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

(阿部委員)

公募委員の阿部です。

この2件の物件といいますか、文化財登録、大変すてきだと思ってお話を伺っていたしました。ただ、その一方で建物がこれから新潟の重要な観光資源になっていくと考えたときに、写真でも、先ほど増子委員からもお話が出ましたけれども、旧片桐家住宅土蔵の前のバス停であったりとか、あとこちら鍋茶屋の東堀側の歩道の写真にも写っている緑色のごみステーションだったりとか、そういったものから見ても、これから写真であったりとか、たくさんの方が見ていく中で、いろいろとルールが厳しいこともあるかとは思っておりますけれども、そういった景観も、細かいことではありますけれども、気をつけていきながら外に出ても恥ずかしくないような新潟市の風景として残ってほしいなというのを思った次第です。

またもう一点、私も建物を見るのが好きなのですが、新道からところどころをゆっくり見ることが難しいような道路状況だったりするかと思います。担当は違うかもしれないのですが、今後、交通の時間帯の整理でしたりとか、こういった観光資源をたくさんの方に安心して見ていただけるようなことも景観の整備として、お話が上っていただけたらなと思ったのが意見であります。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。阿部さんからのご意見のとおりかなと思います。やはり写真映えするような形で考えたときに、その建造物だけではなく周辺の環境も含めた形での景観形成というところが非常に大事になってまいりますので、今回の特別区域で面的にルールを設けて、面的な景観の保全に取り組むものと、単体の建造物をしっかり守っていくという二つの考え方で、トータルで考えていく取組として、これからも強化をしていきたい、強化をしていく必要があるのかなというところ。

また、道路のところについてはご指摘のとおり、細い路地空間で、搬入車ですとか、タクシーですとか車両の通行が多い通りになっておりますので、そういった安全性の担保というところでいくと、地元の一部の方々もそういったご懸念を抱えている方もいらっしゃると思います。これまでには、一部通行止めを行う社会実験をさせていただいたりというような取組も行って、いろいろな検証を市としても一緒になって考えてきているところもございますので、引き続き地元の皆様と検討を深めていきながら、より歩きやすく、多くの観光客が訪れても、安心して歩けるというような形でのまちづくりというものも重要なかなと思いました。

(岡崎会長)

パブリックコメントにも市の本気度を示してほしいとありますけれども、景観部門だけで解決できないことがたくさんありますので、例えば、にいがた2kmの中かもしれませんが、庁内で横断的なプロジェクトチームを作るとか、何かそういう庁内連携で一丸となって古町をよくしていただくような取組をやっていただければ、ありがたいかなと思います。

(増子委員)

先ほど、お話ししていただいたのと被るのですがけれども、この助成金制度があるということになると、市のほうとかでも、鍋茶屋さんとか、そういった景観を守るうえでご指摘するのもしやすいかなとは思っているので、この煉瓦のところの、私ずっと気になってはいるのですがけれども、煉瓦のところの張り紙的なものとか、助成金が出るということで、この母屋の網戸の辺りとか、中の方たちは分かりにくいのかなとも思うので、助成金が出るということで、そういったところもちょっとこういったところがあるので直していただければという形でお伝えいただけたら、観光としても非常にここがそういうところなんだなと分かりいいかなとは思っているので、お願いできたらなと思っています。

(岡崎会長)

市民団体のほうでも、そこら辺の普及啓発に取り組んでいきたいと思っておりますけれども、やはり写真に撮られるということ意識していくというのも大事だと思いますし、今まではあまり考えてこなかったと思うので、気をつけていければと思います。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。今回の景観重要建造物に対する助成金の活用もそうですし、また改修を行っていただく際の届け出のタイミングでもそうかなと思いますけれども、今後、良好な景観の形成に対して、所有者の方々に考えていただくきっかけというのが増えていくなかで、市と所有者の方々とのやり取りの中で、できる限り柔軟に、改善できるようなものについては協議をしていければと考えております。

(岡崎会長)

ほかにいかがでしょうか。

(寺尾委員)

一点教えていただきたいのですが、この瓢亭さんは、国登録有形文化財の登録名ってどのようなになっていますか。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。国の登録有形文化財の名称では、瓢亭かっこ旧花岡家住宅括弧閉じというような名称になっております。

(寺尾委員)

今回はその括弧書きは、私、新潟の人ではないので新潟の歴史はわからないのですが、その括弧書きはどうかです。有形登録文化財のときは一応、括弧書きが入れられたということだと思うのですが、今回、多分入れていないところがあるかと思うのですが、その辺りどういうことなのかというあたりを。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。こちらは所有者さんとの協議の中で、名称については「瓢亭」という名称にしてほしいというご要望もございまして、今回、この括弧書きの「旧花岡家住宅」というのは、記載をしないという形になっております。当時、国登録有形文化財に登録になる運びとなったときに、所有者の方から国のほうに、そのような追加をしたほうがいいのではないかとお話があったということで、この旧花岡家住宅という名称をつけたということを聞いてはおりますけれども、店舗を案内する上で、名称がややわかりづらいというようなご懸念を抱えていらっしゃるというお話をお聞きいたしましたので、今回については、瓢亭という名称にさせていただいたというところではあります。

(岡崎会長)

文化財と景観は少し趣旨が違います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。よろしければ、この議案第3号につきましても、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(「意義なし」の声)

ありがとうございました。

では、今日の議事は以上になりますので、ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

以上で、第 38 回新潟市景観審議会を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。